

石川県公益通報事務処理要綱

(目的)

第1条 本要綱は、本県において、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益通報（以下「通報」という。）を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。ただし、石川県公益通報窓口設置要綱及び石川県教育委員会公益通報窓口設置要綱に定めるものを除く。

(秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除)

第2条 通報処理に従事する職員は、通報の内容の把握、調査の実施、記録及び関係資料の管理、その他通報に係る事務を処理するに当たり、当該通報に関する秘密保持に配慮しなければならない。

2 通報処理に従事する職員は、自らが関係する通報の処理に直接関与しないようにしなければならない。

(通報の受付及び教示)

第3条 通報を受け付けた所属においては、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報の内容の把握に努めなければならない。

2 通報を受け付けた所属は、通報内容について所管する他の所属があると認められるときは、当該他の所属に対しその通報に係る内容について連絡しなければならない。

3 通報を受け付けた所属又はその通報に係る連絡を受けた所属において、通報内容について県が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、権限を有する行政機関を通報者に対し遅滞なく教示しなければならない。

(通報の受理)

第4条 通報を受け付けた所属又はその通報に係る連絡を受けた所属は、通報を受理した場合には、必要に応じ、法に基づく通報として取り扱う旨を通報者に示し、処理の終了までに必要と見込まれる期間を通知するよう努めるものとする。

2 通報を受理した後、県以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、通報者に対し権限を有する行政機関を教示するとともに、必要な資料を提供するものとする。

(通報による調査)

第5条 通報を受理した所属は、必要な調査を行わなければならない。

- 2 調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 3 前項の調査に当たっては、必要に応じ、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し調査の進捗状況又はその結果を通知するものとする。

(通報による調査結果に基づく措置の実施)

第6条 通報を受理した所属は、調査の結果、法第2条第3項に規定する通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置(以下「措置」という。)をとらなければならない。

- 2 通報を受理した所属において、措置をとったときは、必要に応じ、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対しその内容を通知するものとする。

(その他)

第7条 通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、協力をしないことについて正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

- 2 通報に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関又は所管する所属が複数ある場合において、各行政機関又は所属が通報に係る事務を処理するときは、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。
- 3 通報に係る相談については、相談者の秘密保持に留意しつつ対応しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。